

# 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結式

## 次 第

令和8年2月5日  
第二応接室

- 1 知事挨拶
- 2 基本協定の内容等説明
- 3 基本協定の締結
- 4 写真撮影

# 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定について

## ○基本協定書概要

項目	概要
第1条（経営統合の目的）	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化
第2条（定義）	経営統合の対象：水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
第3条（経営統合の時期）	2025（令和7）年2月協定締結後、3年程度以内
第4条（経営統合の方法）	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない）
第5条（経営の主体）	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う）
第6条（運営体制）	経営統合時は県企業局における職員採用又は市町村からの自治法派遣
第7条（資産等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、無償で県企業局が継承</li><li>・剰余金等の資金は、事業ごとに区分管理</li><li>・一般会計からの繰入金は投資・財政計画等を踏まえ継続</li></ul>
第8条（投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務）	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表</li><li>・投資・財政計画策定時の県の同意・法定協議会の承認及び計画の着実な実行</li></ul>
第9条（広域的連携等推進協議会）	水道事業の経営統合に向けた検討を行うための組織として、基本協定を締結した市町村長等を構成員として設置
第10条（経営統合後の経営戦略）	県企業局は、法定協議会における協議結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定

## 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定の一部を変更する協定

茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、県、県企業局及び関係団体が令和7年2月26日に締結した茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定（以下「原協定」という。）に下妻市、常総市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、かすみがうら市及び湖北水道企業団が加わることに合意し、原協定の一部を変更する協定を次のように締結する。

（前文の変更）

第1条 原協定前文中「茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）」を「茨城県古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに湖北水道企業団並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）」に改める。

（効力の発生）

第2条 この協定は、令和8年2月5日から効力を生ずるものとする。

本協定の証として、本書30通を作成し、各自1通を保有する。

令和8年2月5日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県知事 大井川 和彦

茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県公営企業管理者  
企業局長 稲見 真二

茨城県下妻市本城町三丁目 13 番地  
下妻市長 菊池 博

茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3

常総市長 神達 岳志

茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

鹿嶋市長 田口 伸一

茨城県潮来市辻 626 番地

潮来市長 原 浩道

茨城県坂東市岩井 4365 番地

坂東市長 木村 敏文

茨城県かすみがうら市上土田 461 番地

かすみがうら市長 宮嶋 謙

茨城県石岡市田島二丁目 6 番 4 号

湖北水道企業団企業長 谷島 洋司

茨城県古河市下大野 2248 番地

古河市長 針谷 力

茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1

石岡市長 谷島 洋司

茨城県結城市中央町二丁目 3 番地

結城市長 小林 栄

茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号

笠間市長 山口 伸樹

茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の 6

常陸大宮市長 鈴木 定幸

茨城県筑西市丙 360 番地

筑西市長 設楽 詠美子

茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

稲敷市長 笥 信太郎

茨城県桜川市羽田 1023 番地

桜川市長 大塚 秀喜

茨城県行方市麻生 1561 番地の 9  
行方市長 高須 敏美

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1  
鉾田市長 井川 茂樹

茨城県つくばみらい市福田 195 番地  
つくばみらい市長 小田川 浩

茨城県小美玉市堅倉 835 番地  
小美玉市長 島田 幸三

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
茨城町長 小林 宣夫

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275  
大洗町長 國井 豊

茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25  
城里町長 上遠野 修

茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地  
大子町長 高梨 哲彦

茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地  
美浦村長 中島 栄

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号  
阿見町長 千葉 繁

茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 番地  
河内町長 野澤 良治

茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地  
八千代町長 野村 勇

栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 番地  
野木町長 真瀬 宏子

## 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定

茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、水道事業の経営の一体化（以下「経営統合」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

## （経営統合の目的）

第1条 将来にわたり安全で強靱な水道を持続させ、安定的かつ効率的に供給し続けていくために、本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化を図ることを経営統合の目的とする。

## （定義）

第2条 本協定において、水道事業とは、県企業局及び関係団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同法第3条第3項に規定する簡易水道事業を除く。）
- （2）水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業

## （経営統合の時期）

第3条 経営統合の時期は、本協定の締結後、3年程度以内を目指す。

## （経営統合の方法）

第4条 経営統合の方法は、県企業局及び関係団体の各水道事業で経理を区分し別料金とするものとする。

## （経営の主体）

第5条 経営統合後の水道事業の事業経営及び事業執行は、県企業局が行う。

## （運営体制）

第6条 経営統合時の運営体制は、県企業局における職員の採用又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による関係団体からの職員派遣により、これを維持する。

## （資産等）

第7条 関係団体の水道事業の用に供されている資産、負債及び資本は、県企業局に無償で引き継がれるものとする。

2 県企業局及び関係団体の各水道事業の剰余金等の資金は、当該水道事業ごとに

区分管理し、県企業局及び他の関係団体の水道事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合は、この限りでない。

- 3 県及び関係団体が水道事業に対して行う地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項の規定に基づく経費負担については、次条第1項の規定に基づき策定する投資・財政計画その他の関係規程等を踏まえ、経営統合後も継続して実施するものとする。

（投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務）

第8条 経営統合に当たっては、関係団体は、県企業局が策定する基本方針に基づき、管路や施設の老朽化状況及び経営状況に応じた経営統合後の最適な投資に関する計画及び経営水準の向上を図り、将来にわたる安全で安心な水を安定的かつ効率的に供給するための計画（以下「投資・財政計画」という。）を、本協定締結後、経営統合までの間に速やかに策定し、公表しなければならない。

- 2 関係団体は、投資・財政計画を策定しようとするときは、県及び県企業局の同意を得た上で、次条第1項に規定する協議会の承認を受けるとともに、関係する議会への説明を行わなければならない。
- 3 県企業局及び関係団体は、投資・財政計画に定める県企業局による料金改定措置及び関係団体による経費負担その他の内容について、互いに協力し、着実に実行しなければならない。

（広域的連携等推進協議会）

第9条 経営統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、水道法第5条の4第1項の規定に基づき、県、県企業局及び関係団体を構成員とする広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 関係団体は、経営統合への参画が困難と判断した場合は、協議会の同意を得た上で、協議会を脱退することができる。
- 3 前項の規定により協議会を脱退する場合、脱退する関係団体に係る費用の清算については、別途協議する。
- 4 協議会は、茨城県水道事業広域連携推進方針、本協定及び投資・財政計画に基づき、県及び県企業局が策定する経営統合後の組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営その他の経営の基本的な方針について、協議するものとする。

（経営統合後の経営戦略）

第10条 県企業局は、前条第4項の協議の結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定するものとする。

- 2 県企業局は、前項の経営戦略について、進捗管理を毎年度行うとともに、経営状況等を考慮して必要と認める場合には、これを改定することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、県、県企業局及び関係団体が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書23通を作成し、各自1通を保有する。

令和7年2月26日

※締結団体の長による署名は省略

# 水道事業の経営統合について

～県企業局と28市町村等で広域連携を推進～

2026年1月30日

茨城県政策企画部水政課・企業局

# 水道事業の経営統合に7団体が追加参画

- 上水道の持続可能な供給体制を確保するため、2025年2月、県企業局を統合先とする「水道事業の経営の一体化に関する基本協定」を21市町村と締結しました。
- この度、本協定に**新たに7つの市・企業団の参画が決定し、今後、県企業局と28市町村等で水道の広域連携を推進**することとなりました。

## 【追加協定締結式】

◇締結日：2026年2月5日（木）

◇経営の一体化の基本的な枠組み

- ・経営の主体・・・茨城県企業局
- ・経営統合の時期・・・2028年度目途
- ・経営統合の方法・・・事業ごとに区分経理  
(当面料金統一はしない)

**ポイント！**

**経営統合後の給水人口は約110万人！  
県内給水人口の約40%！**

(給水人口割合は県内市町村等で計算(2023年度))

**ポイント！**

**県全域を対象とした  
広域連携は、全国6例目！**

**ポイント！**

**全国初！県境を跨いだ  
経営の一体化！**

## 【各市町村等の経営の一体化の意向】

区分	市町村等名
2025年度 基本協定締結 (7事業体)	下妻市、常総市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、かすみがうら市、 湖北水道企業団(旧石岡、旧玉里)
2024年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、 稲敷市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、 小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、 阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町
単独経営継続 (15事業体)	水戸市、日立市、土浦市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 つくば市、ひたちなか市、守谷市、那珂市、神栖市、東海村、 五霞町、境町、茨城県南水道企業団



# 広域連携により期待される効果・メリット

本格的な人口減少社会の到来に伴う料金収入の減少、技術系人材の不足、老朽化施設の更新等による支出の増加など、水道事業を取り巻く経営環境が急速に厳しさを増しており、市町村単独での取組には限界があります。

## ○水道施設の「全体最適化」

- ✓ 小規模浄水場を維持し続けた場合とのコスト比較をしながら、大規模な浄水場への統廃合を行うことで建設改良費や維持管理費用を削減

区分	2021年度	2070年度想定
浄水場数	118施設	57施設 (△61施設)

**ポイント！**  
小規模浄水場を徐々に廃止することで更新費用を削減し、維持管理を効率化！

## ○県・市町村水道事業※の「経営の一体化（経営統合）」

- ✓ スケールメリットを生かした経営・・・業務の共同化・効率化
- ✓ 人材の確保・・・技術職等の専門職によるノウハウの共有、技術力の向上、災害時の体制強化

※県企業局の水道用水供給事業と、市町村等の水道事業

**ポイント！**  
県企業局への統合により、広い視点と組織力を活かした経営！災害対応を迅速化！

# 広域連携による概算効果額

※経営統合に参画する28市町村等と県企業局における、広域連携（施設最適化・経営の一体化）を行った場合の2070年度まで約50年間の概算効果額

（広域連携を行った場合と現状のまま経営を継続した場合のコストを試算し、その差額により算出）

## ○建設改良費・・・約791億円削減

水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要であったコストなどを削減

## ○維持管理費・・・約198億円削減

水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係るコストなどを削減

## ○国交付金の活用・・・約654億円増

広域連携（経営の一体化）により新たに活用が可能となる国交付金で財源を確保するとともに、水道施設の更新・耐震化等を効率的に推進

○このほか・・・組織の集約化による人件費の削減（約126億円）、AI活用による電力削減（約24億円）などの効果も期待

☆効果額・・・1,793億円以上

**2028年度の経営統合に向け調整を進めていきます！**

（主な調整内容：統合後の運営・危機管理体制や投資・財政計画など）